

議案第 15 号

桐生市下水道条例等の一部を改正する条例案

桐生市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市下水道条例等の一部を改正する条例

(桐生市下水道条例の一部改正)

第1条 桐生市下水道条例(平成17年桐生市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第9条第2項及び第14条第1項中「6箇月」を「6か月」に改める。

第29条第2項ただし書中「2箇月」を「2か月」に改める。

第30条第1項の表を次のように改める。

処理区域	区分	基本使用料 (1か月につき)		従量使用料 (1立方メートルにつき)	
		汚水量	使用料	汚水量	使用料
境野処理区 及び桐生処 理区	水道汚水	水道使用水量 10立方メー トルまで	1,000円	10立方メートルを超え 100立方メートルまで	76円
				100立方メートルを超 え5,000立方メートル まで	77円
				5,000立方メートルを 超えるもの	78円
	手くみ井 戸汚水	1世帯3人まで	30円	1人増すごとに	5円
	その他の 汚水	10立方メー トルまで	1,000円	10立方メートルを超え 100立方メートルまで	76円
				100立方メートルを超 え5,000立方メートル まで	77円
5,000立方メートルを 超えるもの				78円	
新里処理区	水道汚水	水道使用水量 10立方メー トルまで	1,000円	10立方メートルを超え るもの	110円
	手くみ井 戸汚水	1世帯3人まで	30円	1人増すごとに	5円
	その他の 汚水	10立方メー トルまで	1,000円	10立方メートルを超え るもの	110円

第 30 条第 2 項中「使用を開始した」を「その使用を再開した」に、「料金」を「使用料」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「新里処理区においては、」を削り、同項第 3 号を次のように改め、同項を同条第 4 項とする。

(3) 冰雪製造業その他の営業でその営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、公共下水道に排除した汚水量及びその算出した根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第 48 条第 14 号中「第 30 条第 4 項」を「第 30 条第 4 項第 3 号」に改める。

第 2 条 桐生市下水道条例の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項の表を次のように改める。

区分	基本使用料 (1 か月につき)		従量使用料 (1 立方メートルにつき)	
	汚水量	使用料	汚水量	使用料
水道汚水	水道使用水量 10 立方メートル まで	1,000 円	10 立方メートルを超える もの	110 円
手くみ井戸汚水	1 世帯 3 人まで	30 円	1 人増すごとに	5 円
その他の汚水	10 立方メートル まで	1,000 円	10 立方メートルを超える もの	110 円

第 3 条 桐生市下水道条例の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項の表中「110 円」を「150 円」に改める。

(桐生市小規模汚水処理場設置条例の一部改正)

第 4 条 桐生市小規模汚水処理場設置条例(昭和 56 年桐生市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中「1 箇月」を「1 か月」に、「料金」を「使用料」に、「750 円」を「1,000 円」に改める。

第 5 条 桐生市小規模汚水処理場設置条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

区分	基本使用料 (1 か月につき)		従量使用料 (1 立方メートルにつき)	
	汚水量	使用料	汚水量	使用料
水道汚水	水道使用水量 10 立方メートル まで	1,000 円	10 立方メートルを超える もの	110 円
手くみ井戸汚水	1 世帯 3 人まで	30 円	1 人増すごとに	5 円
その他の汚水	10 立方メートル まで	1,000 円	10 立方メートルを超える もの	110 円

第6条 桐生市小規模汚水処理場設置条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「110円」を「150円」に改める。

(桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年桐生市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第14条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 使用者が、使用月の中途において農業集落排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次の各号に定める使用料に100分の108を乗じて得た額とする。

(1) 汚水量が基本汚水量の2分の1以下のとき 基本使用料の2分の1

(2) 汚水量が基本汚水量の2分の1を超えるとき 基本使用料及び従量使用料

3 前2項の規定により算出された額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

別表第2を次のように改める。

区分	基本使用料 (1か月につき)		従量使用料 (1立方メートルにつき)	
	汚水量	使用料	汚水量	使用料
水道汚水	水道使用水量 10立方メートル まで	1,000円	10立方メートルを超える もの	110円
手くみ井戸汚水	1世帯3人まで	30円	1人増すごとに	5円
その他の汚水	10立方メートル まで	1,000円	10立方メートルを超える もの	110円

第8条 桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「110円」を「150円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条、第4条及び第7条の規定は平成29年10月1日から、第2条及び第5条の規定は平成30年10月1日から、第3条、第6条及び第8条の規定は平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の桐生市下水道条例第30条第1項の規定、第4条の規定による改正後の桐生市小規模汚水処理場設置条例第5条第1項の規定及び第7条の規定による改正後の桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、平成29年12月1日以降に算定する使用料につ

いて適用し、同日前に算定する使用料(施行日以後に届出をし、使用の開始をした場合の使用料を除く。)については、なお、従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の桐生市下水道条例第30条第1項の規定及び第5条の規定による改正後の桐生市小規模汚水処理場設置条例第5条第1項の規定は、平成30年12月1日以降に算定する使用料について適用し、同日前に算定する使用料(施行日以後に届出をし、使用の開始をした場合の使用料を除く。)については、なお、従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の桐生市下水道条例第30条第1項の規定、第6条の規定による改正後の桐生市小規模汚水処理場設置条例第5条第1項の規定及び第8条の規定による改正後の桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、平成32年6月1日以降に算定する使用料について適用し、同日前に算定する使用料(施行日以後に届出をし、使用の開始をした場合の使用料を除く。)については、なお、従前の例による。

議 案 説 明

議案第 15 号 桐生市下水道条例等の一部を改正する条例案

汚水処理に係る使用料について、受益者負担の原則から見直すとともに、市内における使用料体系を統一するため、所要の改正を行おうとするものです。